

98回全経税法試験当日の 公共交通機関遅延(運休)による対応

弥生カレッジ CMC

2017/10/27

・定刻通り試験が開始できないと会場が判断した場合、30分だけ繰り下げて試験を実施することがあります。

・上記の対応でも会場到着が30分後に不可能な受験生は、遅刻扱いになり、受験時間が短くなります。※個別に延長は致しません。
遅刻者は、開始30分まで受験を認める。ただし、試験終了時間の延長は認めない。

例：9：30からの開始をした場合10：00以降の入室ができません。

※定刻どおり実施した場合でも遅刻者は、開始30分以降の入室ができません。

・公共機関の影響で受験不可能になった場合、交通機関の「遅延証明書」の原本の提出と、「受験料返金申出書」提出することで、全額返金となります。

(「受験料返金申出書」は事務所にしてお渡しします。)

・会場判断で試験自体を中止した場合は、受験者全員に受験料の返金があります。(返金は当日ではありません。)

会場に連絡ないまま遅刻した場合は、欠席扱いとなり受験料の返金はありませんのでメールにて遅刻の旨をご連絡ください。電話での連絡は認めません。

試験当日の電話での試験実施確認や遅刻連絡などは控えてください。

メールでの確認であっても返答は致しません。